

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 14 節 用途外使用等の制限 （用途外使用等に該当しない場合） 10－1 次に掲げる場合は、法第 10 条に規定する「その免除を受け、若しくは軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡」すること（以下本節において「用途外使用等」という。）に該当しないものとして取り扱う。ただし、<u>下記(2)から(5)までに該当する場合は、あらかじめ「用途外使用に該当しない用途の使用届」（T—1285）1 通を当該物品の所在地を所轄する税関官署に提出する。なお、下記(3)に該当する場合であつて、あらかじめ「用途外使用に該当しない用途の使用届（航空機の緊急的な修理用部分品関係）」（「用途外使用に該当しない用途の使用届」の表題に「（航空機の緊急的な修理用部分品関係）」と付記のうえ、使用させて差し支えない。）1 通を当該物品の所在地を所轄する税関官署に提出する場合には、「用途外使用に該当しない用途の使用届」の提出は省略して差し支えないものとする。ただし、「用途外使用に該当しない用途の使用届（航空機の緊急的な修理用部分品関係）」は、当該修理に係る契約書等を添付して提出するものとし、当該契約書等に変更が生じ又は当該契約書等の契約期限若しくは更新期限が到来する場合には改めて提出するものとする。</u> (1) （省略） (2) 予期しない当初の製造計画の変更等やむを得ない理由により、減免税を受けた物品を当該減免税を受けた用途と同一の用途に使用する者に譲渡する場合（<u>下記(3)の場合を除く。</u>） (3) <u>法第 4 条第 1 号の規定により関税の免除を受けた物品を、当該免税を受けた用途と同一の用途に使用する者に、緊急的な修理用部分品として譲渡する場合</u> (4)～(7) （省略）	第 14 節 用途外使用等の制限 （用途外使用等に該当しない場合） 10－1 次に掲げる場合は、法第 10 条に規定する「その免除を受け、若しくは軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡」すること（以下本節において「用途外使用等」という。）に該当しないものとして取り扱う。ただし、<u>下記(1)、(5)及び(6)に該当する場合を除き、あらかじめ「用途外使用に該当しない用途の使用届」（T—1285）1 通を当該物品の所在地を所轄する税関官署に提出する。</u> (1) （同左） (2) 予期しない当初の製造計画の変更等やむを得ない理由により、減免税を受けた物品を当該減免税を受けた用途と同一の用途に使用する者に譲渡する場合 （新設） (3)～(6) （同左）